

平成 31 年 2 月 25 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

生命保険および損害保険取扱商品の追加について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、お客さまの多様なニーズにお応えするため、平成 31 年 3 月 1 日（金）から生命保険および損害保険の取扱商品を追加しますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の概要

- 現在の生命保険および損害保険ラインナップに 4 商品を新たに追加します。
- 本件により、当行で販売する生命保険および損害保険商品は、合計 39 商品になります。

2. 取扱開始商品

(1) 取扱開始商品

<医療保険>

商品名	引受保険会社
ちゃんと応える医療保険 EVER	アフラック生命保険（株）
家計にやさしい終身医療	T&Dフィナンシャル生命保険（株）

<がん保険>

商品名	引受保険会社
自由診療保険メディコム	セコム損害保険（株）

<認知症保険>

商品名	引受保険会社
笑顔をまもる認知症保険	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険（株）

(2) 取扱開始日 平成 31 年 3 月 1 日 (金)

(3) 取扱店 (株) 仙台銀行コンサルティングプラザ仙台中央
 住所：仙台市青葉区中央 2 丁目 6-3
 (株) 仙台銀行 中央通支店 2 階
 TEL：022-226-7828
 フリーダイヤル：0120-200-388

(4) 商品の主な特長

<医療保険>

商品名	特長
<p>ちゃんと応える医療保険 EVER</p> <p>(AF252-2019-5001 2月12日 (190812))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフステージの変化を見据えて、「病気やケガのリスク」、「働けなくなるリスク」、「介護のリスク」に備える保障を準備することができます。 ● 特約追加で所定の要介護状態や認知症による所定の要介護状態になった場合に発生する初期費用等を一時金でカバーすることが可能です。 ● 健康や医療・介護に関する相談、病気やケガをしたときの不安や悩みなどを幅広くサポートするダックの医療相談サポートが受けられます。 ※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
<p>家計にやさしい終身医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特約追加で幅広く保障を行います。八大生活習慣病を保障する健康にこだわる医療保険です。 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙状況・健康状態により保険料を割り引きます。基準はわかりやすく、簡単な告知のみです。 ・短期・長期の入院はもとより、通院や女性特有の疾病など幅広く保障。三大疾病の保障も充実しています。 ・5年間健康の過ごせた場合、健康給付金が受け取れます。

<がん保険>

商品名	特長
<p>自由診療保険メディコム (新ガン治療費用保険)</p> <p>(SEK-1101-1902-0020)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガン(悪性新生物や上皮内新生物)と診断確定された場合に、100万円を一時金でお支払いします(※1)。 ● 診断確定されたガンの治療目的で通院した場合、通院治療費を5年毎(契約更新ごと)に最大1,000万円まで補償します。通院日数は無制限です。 ● 診断確定されたガンの治療目的で入院した場合、入院治療費を無制限に補償します。入院日数も無制限です。 ● 健康保険等の自己負担分【自己負担額(※2)は通常3割】だけでなく、全額自己負担となる先進医療や自由診療(※3)も補償します。

	<p>※1. 3年に1回を限度とします。</p> <p>※2. 自己負担額は年齢や所得により異なります。</p> <p>※3. 自由診療の補償は、協定病院またはセコム損保の認めた医療機関で行われる診療に限ります。</p>
--	--

<認知症保険>

商品名	特長
笑顔をももる認知症保険	<ul style="list-style-type: none"> ●軽度認知症（MCI）に対し、一時金をお支払することで、より早期に認知症予防に取り組むことを推奨します。 ●基本保障として、軽度認知症（MCI）含む認知症に対し、一時金を支払います。また、基本保障として骨折による治療、災害死亡に関して給付金を支払います。 ●上記基本保障に特約を付加することで、要介護1以上と認定された場合に介護一時金、要介護3以上と認定された場合介護年金をお支払いします。

<生命保険および損害保険についての注意事項>

【全般的事項】

- 保険商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険商品は、払込保険料が保証されている商品ではありません。
- 保険商品の運用による損益は、保険商品を購入されたお客さまに帰属いたします。
- 保険契約のお申込みの有無が、当行におけるお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。
- 当行は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約の引受や保険金等の支払は引受保険会社が行います。
- 万一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構および損害保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額、保険金・返戻金等が減額されることがあります。
- お申込みの際には、健康状態などについての告知が必要になり、健康状態により引受ができない場合があります。
- 医療保険・終身保険等は、法令等により、募集制限に該当した場合には、お取扱いできない場合があります。

【保険商品のリスク】

- 保険商品には、商品の種類によって次のようなリスクがあります。

<外貨建て保険>

為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金等がご契約時における円換算後の保険金等を下回ることや、お受取りになる円換算後の保険金等が、払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<変額保険>

商品種類・運用状況・経過年数等によっては、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク等により、積立金額・年金額・解約返戻金額等が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<市場金利等によって解約返戻金の変動するタイプの商品>

市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。一般的に解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇すると解約返戻金額は減少し、逆に市場金利が下落すると解約返戻金額は増加することがあります。

※リスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは各商品のパンフレット、契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款等をご確認ください。

【保険商品に関する費用】

- 保険商品には所定の手数料等の諸費用がかかる場合があります。ご契約者が負担する諸費用のうち主なものは以下のとおりです。

<保険契約関係費>

ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、契約の締結、成立、維持、管理に必要な経費です。

<資産運用関係費>

投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

<解約控除>

契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です(解約時のみ発生します)。

※諸費用の合計額は上記を足し合わせた金額となります。なお、手数料率、計算方法等は商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。

- 保険商品の購入を検討する際は、各商品の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、パンフレット、ご契約のしおり・約款等をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、パンフレット、ご契約のしおり・約款等は、当行の本支店の店頭にご用意しております。(東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。)

株式会社 仙台銀行

登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号

加入協会：日本証券業協会

本件に関する問合せ先
営業統括部窓販営業課 佐野・山内
電話番号 022-226-7828